

(現状及び問題点)

令和2年度までは木材等生産振興対策として、住宅が木材の消費量が多いため、住宅の建設に助成することで、県産木材の需要拡大を進めていた。

ホテルや旅館を対象に補助金を出すことで、当該ホテル等の利用者が木の良さを知り、それで自らの住宅建設にも木を利用あるいは、木の温もりあふれるホテル等目当てに宿泊客が増えれば、波及効果が大きい。

なお、令和3年度において、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）推進モデル事業が開始されており、当該事業はホテルや旅館も対象ではあるものの、予算が10,000千円と限られた予算である。

(改善策)

補助金を与える波及効果までも考慮すると、今後は住宅の建設に加えホテルや旅館についても対象とした補助金とし、それによって、県産木材の生産振興を図ることも検討すべきである。

■ 2 1. きのご等振興対策

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	247,579	169,456	78,123	
令和元年度	241,014	173,823	67,191	
令和2年度	215,682	200,553	15,129	

(2) 事業目的

きのご類を中心に特用林産物の生産振興を図るため、安全な生産機材の導入や生産施設等の基盤整備を支援する。また、本県産きのごの消費拡大を図るため、消費宣伝活動を実施・支援するとともに、放射性物質に対する安全対策を実施する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (6) きのご産業等の振興 ①安全・安心の確保 ②生産基盤の整備

	③担い手の育成
根拠法令等	—

(4) 事業計画及び内容

(単位：千円)

①	群馬のきのこ振興対策	200,304
(内訳)	特用林産物生産活力アップ事業	28,400
	特用林産施設等体制整備事業	170,670
	きのこ経営安定対策事業	1,234
②	特用林産物生産普及指導	880
③	きのこ流通消費拡大	2,590
④	木炭生産技術普及指導	1,400
⑤	群馬のきのこ安全確保対策	10,508
計		215,682

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
170,670(79%)	—	—	45,012(21%)	215,682(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	2,879	職員の人件費
職員手当等	215	同上
共済費	215	同上
旅費	121	同上
需用費	972	事務用品
役務費	495	郵送代
委託料	3,114	検査費用
補助金等	192,542	放射線物質の被害からの復興
合計	200,553	

(7) 成果指標と達成状況

平成23年に制定された群馬県森林・林業基本計画（平成28年3月改定版）において以下の指標を設けている。

①成果指標

項目	現状 (H22 年) 基準値	実績 (H26 年)	目標 (R 元年)
きのこ生産量 (トン)	11,014	7,896	10,000
きのこ生産額 (億円)	66	47	60
中核的きのこ生産者数	138	87	150
県内産しいたけ原木の 購入数 (m ³)	13,653	8,202	13,000
農業生産工程管理 (GAP) 等取組生産者数	2	4	7
主要生産きのこ品目数	4	5	5

②達成状況

項目	目標 (R 元年)	実績 (R 元年)	達成状況
きのこ生産量 (トン)	10,000	7,226	72.3%
きのこ生産額 (億円)	60	52	86.7%
中核的きのこ生産者数	150	80	53.3%
県内産しいたけ原木の 購入数 (m ³)	13,000	6,254	48.1%
農業生産工程管理 (GAP) 等取組生産者数	7	5	71.4%
主要生産きのこ品目数	5	3	60.0%

なお、令和3年3月に新たに制定された群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では上記のうち2項目のみが引き続き目標値として継続されるとともに新たな指標が1項目追加されている。(詳細は以下のとおりである)

項目	現状値 (R 元年)	目標値 (R12 年)
きのこ生産産出額 (千万円/年)	516	600
きのこ生産量 (トン)	7,226	8,000
原木栽培における県産 資材調達率 (%)	76	80

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）指標の設定及び具体策について（意見 25）

きのご関連での指標については、生産動向や放射性物質被害の状況に応じた見直しが必要とされ、量より質を重視した指標への転換が図られた状況にある。

指標については、生産量や生産額（総額）のみならず、販売単価を上げることなど、産業としてより再生する方法を施策すべきである。また、目標値についても過去の踏襲を続けるのではなく、より具体性のある目標（例えば品目別の販売単価向上）設定を行うべきと考える。

（現状及び問題点）

当該事業の目的はきのご類を中心に特用林産物の生産振興を図ることではある。ただし、実際に補助金として支給されているのは特用林産施設等体制整備事業として、放射性物質被害からの復興対策としてきのごの原木等の生産資材の導入経費として助成がメインとなっている。震災から10年が経過するが未だに放射性物質の影響が残っているため安全性が最優先であり、このような措置を取ることにはやむを得ないと考える。

他方、前述したきのご関連での指標については、産地間競争の激化などによる長期的な生産量の減少や放射性物質被害の状況に応じた項目や目標値の見直しが必要とされ、産業の再生を目指し量より質を重視した指標への転換が図られた状況にある。

具体的には以下のとおりである。

項目	H22年	R元年目標値	目標値（R12年）
きのご生産産出額 （千万円/年）	660	600	600
きのご生産量（トン）	11,014	10,000	8,000

（改善策）

指標については、生産量や生産額（総額）のみならず、販売単価を上げることなど、産業としてより再生する方法を施策すべきである。また、目標値についても過去の踏襲を続けるのではなく、より具体性のある目標（例えば品目別の販売単価向上）設定を行うべきと考える。

■ 2.2. 林業金融対策

1. 事業の概要

（1）過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	123,458	123,199	259	
令和元年度	123,015	122,957	58	
令和2年度	122,742	123,588	△846	

(2) 事業目的

林業者が事業活動の合理化を図るために必要な機械・施設を導入するための資金に対する低利の資金の融通、利子助成による金利負担の軽減等により、林業者等の経営基盤の強化を図り、県産木材の安定供給、流通、加工体制の整備を促進する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	林業近代化資金利子助成交付要綱他

(4) 事業計画及び内容

① 間伐材生産流通資金貸付 (121,394千円)

県内民有林における間伐施業、立木取得、間伐材の流通、加工、製品購入・販売のための運転資金の貸付けを行うことにより間伐施業の推進と材の有効利用を促進し、健全な林業の育成を図ることを目的として実施している。県は、取扱金融機関に原資の一部を預託し、金融機関は3倍の協調融資を行う。なお、(一社)群馬県木材組合連合会に、事務委託を行っている。

- 資金預託金 120,000千円
- 貸付枠(取扱金融機関 群馬銀行) 360,000千円
- 融資利率(末端) 1.7%

(注) 上記、間伐材生産流通資金の預託金120,000千円及び事務委託費118千円のほか、特別会計の林業改善資金貸付金に関する弁護士費用1,276千円が合わせて計上されている。

② 林業近代化資金利子助成 (1,634千円)

経済発展に即応した林業の経営基盤の確立を図るため、林業経営の近代化に必要な資金について、日本政策金融公庫又は系統金融機関から融資を受けて事業を実施する林業者等に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付するもの。なお、令和2年度は、4森林事務所を通じて7事業者に対して実施した。

③ 林業改善資金特別会計への繰出金（550 千円）

木材産業等高度化推進資金融資促進利子補給金の不足分を繰り出す。借受者負担率が林業振興資金と同率となるように、木材産業等高度化推進資金の利子補給額から預金利子を控除した金額を最終的に林業改善資金特別会計へ繰り出す。

④ 農林漁業信用基金調査（8 千円）

（独）農林漁業信用基金からの受託調査を実施する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議が開催されなかったため交通費は掛らず、調査費のみであった。

（5）財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	120,020(98%)	—	2,722(2%)	122,742(100%)

その他特定財源は、償還元金である（毎年4月1日に貸付け、3月31日に返還）。

（6）令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	3	事務用品
役務費	5	郵送代
委託料	1,395	事務委託
補助金	1,635	
貸付金	120,000	
繰出金	550	
合計	123,588	

（7）成果指標と達成状況

①成果指標

貸付けをメイン業務としている訳ではないため、特に成果指標はない。

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 2 3. 森林組合強化対策

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	3,472	3,383	89	
令和元年度	3,472	3,446	26	
令和2年度	3,472	3,231	241	

(2) 事業目的

- 森林組合系統の中心である連合会の指導強化を図ることにより、系統組織力の発揮を図る。
- 組織管理体制の整備、事業活動の強化を図ることにより地域の森林管理の中核的な担い手として森林組合を育成し、本県の森林の健全な育成に資する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ②林業事業体の素材生産能力向上
根拠法令等	森林組合法

(4) 事業計画及び内容

① 森林組合連合会…3,100千円

- 森林組合連合会事業…2,500千円
森林組合の役職員・作業班員の研修会などの指導事業に助成する。(補助率1/2)
- 森林組合系統共販強化対策事業…300千円
木材の系統共販体制を強化し、県産木材の流通を振興するため、出荷組合に奨励金を交付する。(定額1m³当たり125円)→令和2年度で廃止
- きのこ原木確保資金利子補助…300千円
原発事故で不足傾向にあるしいたけ原木等を調達する資金の利子に対して助成する。(補助率10/10)

② 森林組合育成…372千円

- 森林組合強化対策推進費
森林組合の経営指導、常例検査、中核組合認定など育成強化を図る。

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	3,472(100%)	3,472(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	128	事務用品
負担金等	3,103	補助金
合計	3,231	

（注）：令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修が実施されなかったこと等により、決算額が少なかった。

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

直接的な指標はないが、群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）の

- 森林GIS導入森林組合率
- 提案型集約化施業実施事業体数
- 中核森林組合数

などが、関連する。

②達成状況

項目	令和2年度目標 （平成28年度時 点）	令和元年度実績
森林GIS導入森林組合率（%）	100	100
提案型集約化施業実施事業体数	23	15
中核森林組合数	10	10

なお、群馬県森林・林業基本計画2021-2030では、素材生産量（千 m^3 /年）などが森林組合に関連している。令和元年度の実績379千 m^3 /年（うち、森林組合100千 m^3 /年）に対し、森林組合の令和7年度の目標は200千 m^3 /年、令和12年度は250～300千 m^3 /年、県全体の令和12年度の目標は500千 m^3 /年としている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 2 4 . 林業振興資金貸付

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	318,000	288,000	30,000	
令和元年度	318,000	288,000	30,000	
令和2年度	318,000	288,000	30,000	

(2) 事業目的

群馬県森林組合連合会（以下「連合会」という。）及び単位森林組合（以下「単位組合」という。）に必要な資金の貸付けを行うことにより、地域の森林整備及び管理の中核的な担い手である連合会及び単位組合の経営の安定化を図り、本県の森林の健全な育成に資する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ②林業事業体の素材生産能力向上
根拠法令等	森林組合法

(4) 事業計画及び内容

本県の林業振興及び温暖化防止対策のため、必要な資金の貸付けを行う。

毎年度4月1日に貸付けを行い、①～③は翌年3月31日、④は補助金の入金後回収される短期資金

① 造林用苗木確保資金 50,000 千円

連合会が造林用苗木を共同購買するための資金

利率：農林中央金庫の通知預金金利

② 林業用資材購入資金 32,000 千円

連合会が林業用各種資材を共同購買するための資金

利率：農林中央金庫の森林組合向け短期貸付金利の1/2

③ 単位組合事業資金 166,000 千円

連合会が、単位組合が行う林産物の生産販売事業、森林造成事業及び組合員か

らの受託事業に要する資金を融資するための資金

利率：農林中央金庫の森林組合向け短期貸付金利の1/2-2.5%

④ 森林吸収源対策推進資金 70,000 千円

単位組合が群馬県民有林造林事業補助金交付要綱及び群馬県間伐・間伐材等
生産促進事業実施要綱に基づく間伐を行うための資金

利率：農林中央金庫の通知預金金利

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	318,000(100%)	—	—	318,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
貸付金	288,000	貸付金
合計	288,000	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

(i) 中核森林組合数

(ii) 森林GIS導入森林組合率(%)

②達成状況

項目	(i)	(ii)
目標値	10	100
令和元年度	10	100
令和2年度	10	100

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 25. 林業技術普及指導

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	9,831	5,474	4,357	
令和元年度	13,927	7,444	6,483	
令和2年度	12,477	8,035	4,442	

(2) 事業目的

林業普及指導職員を配置し、森林所有者等に対し、林業技術及び知識の普及と森林の施業等の指導を行う。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (5) 林業の担い手等の確保・育成 ②林業を支える人材の育成
根拠法令等	森林法、林業普及指導推進要綱

(4) 事業計画及び内容

- 林業技術普及指導 3,583 千円
地域運営及び巡回指導等により、普及指導活動を実施
- 林業改良普及協会補助 1,000 千円
- 林業研究グループ活動補助 650 千円
- しいたけ原木林等再生検証 5,000 千円
放射能物質の汚染状況と広葉樹の再生に向けた除染効果の検証
- 市町村森林業務支援（森林環境譲与税事業） 2,004 千円
市町村林務担当者等の基礎研修、フォローアップ研修を行う
- 林業普及指導員関東山梨ブロックシンポジウム 240 千円
各県の取組成果を発表するシンポジウムを開催する

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
5,682(46%)	2,004(16%)	—	4,791(38%)	12,477(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	453	講師謝金
旅費	42	費弁旅費
需用費	627	定期刊行物
役務費	75	保険料
委託料	4,796	委託料
使賃料	398	ドローン利用料
備品購入費	186	ノートパソコン
負担金等	1,458	補助金
合計	8,035	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

具体的な成果指標はないものの、群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）の実績において「森林総合監理士養成数」は目標値40人に対して実績値は19人（達成率48%）となっている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 2.6. 林業労働力対策

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	67,430	59,454	7,976	
令和元年度	67,981	54,772	13,209	
令和2年度	81,926	61,568	20,358	

(2) 事業目的

林業事業体の経営合理化や雇用環境の改善を図り、林業従事者の新規参入を促進するとともに、福利厚生充実、技術・技能向上、労働安全衛生など担い手対策を推進し、本県の健全な森林の維持と林業の持続的な発展を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (5) 林業の担い手等の確保・育成
根拠法令等	森林・林業基本法、林業労働力の確保の促進に関する法律

(4) 事業計画及び内容

- ①林業就業促進総合対策 4,708 千円
 - ・林業労働力確保支援センター活動事業補助等 2,400 千円
 - ・新規林業就業者対策（森林環境譲与税事業） 2,308 千円
- ②林業労働安全衛生総合対策 1,016 千円
- ③森林整備担い手対策 43,844 千円
社会保険等の掛金助成、特殊健診助成、研修参加者の賃金助成等
- ④ぐんま林業担い手対策 8,140 千円
ぐんま林業就業支援研修、林業技術向上研修、森林施業プランナー研修支援、人材育成・定着支援研修、ぐんま森林・林業ツアー [首都圏編・現場見学ツアー・高校生編]、実践学校推進協議会開催
- ⑤緑の青年就業準備給付金 17,050 千円
- ⑥経営体能力評価システム導入支援 500 千円
- ⑦伐倒初心者講習（森林環境譲与税事業） 6,668 千円

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
19,868 (24%)	57,922 (71%)	—	4,136 (5%)	81,926 (100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	433	講師謝金
旅費	38	費弁旅費
需用費	916	燃料費等
役務費	215	重機回送料
委託料	5,165	研修委託料
使賃料	134	重機使用料
備品購入費	6,178	伐倒練習機等
補助金	48,451	給付金
公課費	38	重量税
合計	61,568	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

林業従事者数：800人（令和元年度目標）

新規就業者数：200人（令和元年度目標）→令和元年度を含む4年間の合計

②達成状況

林業従事者数：667人（令和2年度実績）

新規就業者数：168人（令和2年度実績）→令和2年度を含む4年間の合計

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 行政手続きのオンライン化について（意見 26）

本県における補助金の申請については、大部分が紙での提出となっているため、補助金申請のオンライン化への移行を図ることで、県民の利便性向上及び県の業務の効率化を図るべきである。

(現状及び問題点)

本県における補助金の申請については、一部電子化されているものの、紙での申請が大部分である。紙での申請はオンライン申請に比べて複雑で手間が掛かるとともに、紙の無駄遣いにも繋がり、SDGsにも反する。

(改善策)

補助金申請のオンライン化への移行を図ることで、県民の利便性向上及び県の業務の効率化を図るべきである。

(2) 新規林業就業者確保の施策について (意見 27)

新規林業就業者は減少傾向にあるため、新規林業就業者確保のための新たな施策を検討すべきである。

(現状及び問題点)

新規就業者確保のため、林業を知ってもらい、新規就業者を確保しようという施策を実施している。現行の施策のもと新規就業者は、

平成 27 年度：61 人

平成 28 年度：52 人

平成 29 年度：48 人

平成 30 年度：37 人

令和元年度：39 人

と減少傾向にある。

(改善策)

現行施策では新規就業者が減少傾向にあるため、新たな施策も採用すべきである。例えば、子供の教育環境を重視する親は多いため、教育環境の充実（英語教育の充実や学年を区切るのではなく、学年を一緒にした教育・馬の飼育等をしながら自然と共生する生活等）に資金を投下し、子供の山村留学に伴い、親の移住も促し、結果として、移住者に林業を担ってもらえる施策などが考えられる。またその結果定住人口が増加すれば、山林がある過疎地の活性化にも寄与し、大きな波及効果が期待できる。

(3) 緑の青年就業準備給付金について (意見 28)

緑の青年就業準備給付金として、群馬県立農林大学校の学生のうち希望者に給付金が支給されているが、当該給付金は確定申告が必要になるため、給付金は税金を財源としている以上、事後的に確定申告の有無を確認すべきである。

(現状及び問題点)

緑の青年就業準備給付金として、群馬県立農林大学校の学生で希望者に、1人当たり、月額換算で104,000円が給付されている。当該給付金は雑所得であり、給与所得など他の所得が別にあれば、それらも併せて確定申告が必要である。現状、確定申告の必要性については、群馬県農林大学校を通じて周知しているが、実際に確定申告しているかまでの確認はされ

ていない。

(改善策)

当該給付金は税金を財源としている以上、確定申告は当然の義務であり、確定申告の有無について、確定申告書の控えを徴求することで確認すべきである。

■ 27. 補助公共治山

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	1,921,806	2,300,926	△379,120	
令和元年度	2,750,617	2,116,284	634,333	
令和2年度	2,775,969	2,516,613	259,356	

(2) 事業目的

森林の維持造成を通じて、山地を原因とする災害から県民の生命・財産を守る。また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図ることにより、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法、地すべり等防止法

(4) 事業計画及び内容

集中豪雨等により被災した荒廃山地や地すべりが発生した地域等に、崩壊地の山脚の固定と溪流を安全に維持するための治山ダム工、崩壊斜面を安定させるための土留工、地すべり防止施設等を設置する。

また、低下した保安林機能を維持強化するため、森林の整備・造成等を実施し、地域の生活環境の保全を図る。

国で定められた以下の体系ごとに、補助金の対象となる事業は補助金を活用し、残りは

単独公共治山にて対応している。

① 山地治山総合対策

- 復旧治山……水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備に係る保安施設事業
- 山地災害重点地域総合対策……山地災害重点地域調査及び重点地域総合治山対策
- 流木防止総合対策……流木に起因する災害の未然防止のために溪流の上流から下流までを一体として一定の計画に基づき行う、荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊等の予防及び荒廃森林等の整備
- 緊急総合治山……災害関連緊急治山事業を実施した地区及びその周辺地区において、同事業に引き続き次年度以降概ね3年度において、一定の計画に基づき行う、荒廃山地の復旧整備や荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業
- 緊急予防治山……地域における減災に関する取組と併せて行う水源のかん養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業
- 緊急機能強化・老朽化対策……既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために緊急的に行う機能強化対策及び老朽化対策
- 地すべり防止……地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が指定した地すべり防止区域内の地すべり防止工事を実施する事業
- 緊急総合地すべり防止……災害関連緊急地すべり防止事業を実施した地区及びその周辺地区において、同事業に引き続き概ね^{おおむね}3年度において、一定の計画に基づき行う地すべり防止工事
- 防災林造成
 - ・ 防災林造成……風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等による被害の防備のためのなだれ防止林、土砂流出防止林、の低位な森林の整備に係る保安施設事業
 - ・ 保安林整備……既往の治山事業施行地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化した森林の改良整備及び森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類による被害により現況が著しく悪化するおそれのある海岸防災林の維持並びに治山事業施行地以外の保安林で、前記の原因のために破壊され、所期の林況に復旧する必要がある森林の改良整備に係る保安施設事業

また、森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成させるための保安林又は同項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれか及び第10号に掲げる目的を併せて達成するための保安林の買入りに係る保安施設事業

② 水源地域等保安林整備

- 水源地域整備
 - ・ 水源森林再生対策……ダム上流等の水資源の確保上必要な水源地域及び集落の生活用水等の確保上重要な水源地域等において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保、国土の保全、良質な生活用水等の確保と併せ、水産資源の維持・培養、保健休養にも資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施するものに係る保安施設事業
- 奥地保安林保全緊急対策……奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施するものに係る保安施設事業
- 水源の里保全緊急整備……山村集落周辺の荒廃地や荒廃森林において、山村集落における安全と安心を緊急に確保しつつ、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、地域住民等の参画も得ながら、治山施設の整備と荒廃森林等の整備を一体的に実施するものに係る保安施設事業
- 保安林整備
 - ・ 保安林改良……森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の改良整備に係る保安施設事業
 - ・ 複層林型保安林整備推進……森林法第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の複層林への誘導・造成に係る保安施設事業
 - ・ 保育……治山事業施行地の森林又は水源地域（水源地域整備事業の対象地域をいう。）の機能が低位な保安林の保育に係る保安施設事業

③ 治山等激甚災害対策特別緊急

- 治山激甚災害対策特別緊急……激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山に引き続き次年度以降概ね 3 年度において実施するものに係る保安施設事業
- 火山治山激甚災害対策特別緊急……火山活動による甚大な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急治山事業に引き続き次年度以降概ね 5 年度において実施するものに係る保安施設事業
- 地すべり激甚災害対策特別緊急……激甚な災害が発生した地区において、再度災害を防止するために一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の災害関連緊急地すべり防止事業に引き続き次年度以降概ね 3 年度において実施するものに係る地すべり防止工事に関する事業

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,274,524(46%)	—	1,433,000(52%)	68,445(2%)	2,775,969(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	89,364	調査測量費
工事請負費	2,270,824	請負工事費
補償費	5,298	立木補償費
事務費	151,127	職員給与等
合計	2,516,613	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

民有林治山事業による森林整備面積（ha）及び民有林治山事業施工面積(ha)

②達成状況

令和2年度

	目標	実績	達成率
民有林治山事業による森林整備面積（ha）	300	185	61.7%
民有林治山事業施工面積(ha)	60	47	78.3%

事業を実施したいが、業者が不足しており、なかなか契約できないのが現状である。

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 実施可能業者が少ない工事の総合評価落札方式について（意見 29）

実施可能な業者が少ない場合にまで、一律に総合評価落札方式を実施するのではなく、費用対効果を考え、総合評価落札方式と指名競争入札を実施することが望ましい。

また、対応可能な業者が少ない場合には、県外に本店があり、県の受注実績がある業者にも対象を広げることを検討すべきである。

(現状及び問題点)

吾妻環境森林事務所では、令和元年度復旧治山事業に関し、総合評価方式（超簡易型）の

一般競争入札を実施した。応札可能数（見込み）は群馬県内で 175 者と記載されている。これは、「とび・土工・コンクリート工事」が可能な業者で、790 点以上（応札当時）の県内業者が 175 者であったことによる。一般競争入札を実施するには、対象業者が 20 者必要とされており、応札可能者が十分確保されているということで、一般競争入札を実施した。

しかし、実際に応札したのは 2 者であり、このうち 1 者は予定価格以上であったことから、実際には 1 者に対して、調査を実施し、契約を結んでいる。

応札者が少なかったことについて質問したところ、「とび・土工・コンクリート工事」よりも小区分はないため、このような記載しかできないが、「とび・土木・コンクリート工事」のうち、法面工事の専門業者は県内に本社がある業者は 9 者しかなく、中之条管内には存在しない。このため、実際に応札したのは、近郊の渋川管内の 2 者のみであった。

（改善策）

指名競争入札よりも、総合評価落札方式の方が、より好ましい業者選定には適した方法である。しかし、その一方で、総合評価落札方式は、1 件当たりの入札手続きに延べ約 16 時間掛かるとされている。県内に法面工事の専門業者が 9 者しかないのであれば、その 9 者に対して指名競争入札を実施する方が効率的かつ効果的なのではないか。

一方で、県内に本店を置いていないが県内で受注実績がある専門業者は、令和 2 年 10 月 28 日現在 8 者該当するため、県内業者に絞らなければ、もっと多くの業者が応札した可能性もある。

県内に本社がある業者に対して一般競争入札を実施することは、県内業者の活性化及び公平性の観点から好ましいものの、実際に工事施工が可能な業者が少ない場合には、指名競争入札や県外に本社がある業者の応札も可能にするなど、臨機応変な対応をすることにより、限られた資源を有効に使うことができ、最終的には県の利益につながると考える。

（２）工事範囲変更の平面図添付について（意見 30）

工事範囲の一部につき次年度以降に変更したが、その工事範囲の変更において、設計図は添付されていたが、平面図が添付されていなかった。第三者が見ても間違いがないよう、平面図も添付することが望ましい。

（現状及び問題点）

吾妻環境森林事務所では、令和元年度復旧治山事業に関し、工事変更請負契約を行った。これは、「工事着手後に現地を再確認したところ、新たに対策工事が必要な箇所が確認され、当初計画の一部については、新規箇所と併せて施工することが適切と考えられることから、本工事面積から減じたい」とのことで、固定工を当初の 1,000 m²から 420 m²減らして 580 m²とし、10,780,000 円の減額となった。

実際には、限られた予算において緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回したものである。

この工事の変更に関して、設計図は添付されているが、平面図が添付されていなかった。また、当該工事分の予算を回した工事の平面図には、一部実施しなかった工事の箇所が既存工事として記載されていた。

(改善策)

工事の範囲を変更する場合には、第三者が見ても分かるように、平面図も添付することが望ましい。

(3) 一部工事範囲を次年度以降に実施する場合の入札について (意見 31)

緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回し、指名競争入札を実施したところ、当初の請負業者のみが予定価格を下回り落札した。

やむを得ない対応ではあるものの、後日、「群馬県公共工事入札監視委員会」などで審議し、問題がなかったことを第三者が検証することが望ましい。

(現状及び問題点)

吾妻環境森林事務所では、令和元年度復旧治山事業に関し、工事変更請負契約を行った。これは、「工事着手後に現地を再確認したところ、新たに対策工事が必要な箇所が確認され、当初計画の一部については、新規箇所と併せて施工することが適切と考えられることから、本工事面積から減じたい」とのことで、固定工を当初の 1,000 m²から 420 m²減らして 580 m²とし、10,780,000 円の減額となった。

実際には、限られた予算において緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回したものである。

令和2年度において予算計上を行い、当該箇所の工事を指名競争入札にて実施した。当初の工事は総合評価方式(超簡易型)の一般競争入札であったが、今回は、前年度に工事を請け負っていた業者を加えた12名を指名した結果、当初請負業者のみ予定価格を下回ったため、落札した。

業者からみれば、県が工事範囲を削減したことにより利益が減少したのであり、本工事の受注は当然の結果である。しかし、本来実施するはずだった工事であることから、土壌の状況等を理解しており、他の業者よりも有利であったことは否めない。一方で、優先度の高い緊急工事が発生し、予算が限られているため、このような変更はやむを得ないとも考えられる。

(改善策)

今回のように、一部の工事範囲を次年度以降に変更し、受注していた業者を次年度の指名競争入札で指名するような対応は、本当に緊急な場合にのみ実施されるべきであり、むやみに実施すべきではない。また、やむを得ずこのような対応を取った場合には、後日、「群馬

県公共工事入札監視委員会」などで審議し、問題がなかったことを第三者が検証することが望ましい。

■ 28. 農山漁村地域整備（治山）

1. 事業の概要

（1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	1,798,489	1,134,101	664,388	
令和元年度	1,924,383	1,246,099	678,284	
令和2年度	1,899,031	1,066,197	832,834	

（2）事業目的

健全な保安林の維持・造成を通じて、山地を原因とする災害の発生を防止し、県民の生命・財産を守る。また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図ることにより、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

（3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ① 災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法

（4）事業計画及び内容

○農山漁村地域整備（「災害レジリエンス」関連）

集中豪雨等による被災の危険性が高い山地災害危険地の集中した地域等に、崩壊の未然防止や溪流からの土砂流出を防止するための治山ダム工、斜面を安定させるための土留工等を設置する。

また、水資源の確保上重要な地域において、森林の整備・造成等を実施し、地域の生活環境や河川の保全を図る。

当該事業の対象となるのは、森林法に基づいて保安林と指定された箇所のみである。保安林として指定されていないが治山の必要がある箇所に関しては、単独公共治山事業等として治山事業を実施することとなる。

当該事業は地元からの要望に基づいて実施することとしており、毎年8月に各市

町村から優先順位を付した上での事業実施要望を受け付け、その要望を参考に、国の農山漁村地域整備交付金の採択基準に合致した事業を実施している。

令和2年度決算の対象となった当該事業は43事業であり、その具体的な事業名は以下のとおりである。

①予防治山・・・40事業

地域における減災に関する取組と併せて行う水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防事業

②生活環境保全林整備・・・1事業

市街地等の周辺に存する森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備事業

③機能強化・老朽化対策・・・2事業

既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策事業

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
920,782(49%)	—	931,000(49%)	47,249(2%)	1,899,031(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	42,834	調査測量に関する委託費等
工事請負費	915,832	治山本工事費用等
補償金	1,899	保安林の地権者への立木補償等
事務費	105,632	職員給与等
合計	1,066,197	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

民有林治山事業による森林整備面積及び民有林治山事業施工面積について、数値目標を設けている。

②達成状況

令和2年度までの達成状況は、以下のとおりである。なお、群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)は、平成27年度に計画見直しとなり、計画期間を1年間前倒しし

て令和元年度までの9か年計画となった。令和2年度は群馬県森林・林業基本計画の空白期間となったため、前計画の延長期間として目標値を再設定した。

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
民有林治山事業による森林整備面積(ha)	進捗率	13.4%	29.1%	38.1%	51.1%	60.5%	68.4%	73.9%	80.7%	86.3%	90.9%	
計画策定時目標(ha)	4,000	600	550	500	450	410	370	330	300	270	220	4,000
実績(ha)	単年度	534	629	362	519	375	318	218	272	223	185	3,635
	累計	534	1,163	1,525	2,044	2,419	2,737	2,955	3,227	3,450	3,635	3,635

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
民有林治山事業施工面積(ha)	進捗率	12.2%	24.7%	44.0%	53.0%	61.7%	71.2%	79.3%	86.8%	91.2%	99.0%	
計画策定時目標(ha)	600	90	80	70	60	60	60	50	50	40	40	600
実績(ha)	単年度	73	75	116	54	52	57	49	45	26	47	594
	累計	73	148	264	318	370	427	476	521	547	594	594

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）治山事業に関する情報提供について（意見 32）

「治山事業」に関する県のホームページに、相談窓口の紹介や、各市町村等において治山事業の要望を受け付けている旨の記載を追加し、「治山事業」に関する情報提供の徹底を図るべきである。

（現状及び問題点）

治山事業は、現在、地元からの要望に基づいて実施することとしており、毎年8月に各市町村から優先順位を付した上での事業実施要望を受け付け、その要望を参考に、事業を実施しているとのことである。しかし、県の「治山事業」に関するホームページには、治山に関する相談窓口の紹介や、各市町村において要望を募っている旨の記載はされていない。

確かに、地元住民の声を聞くためには、県よりも地元にも密着している各市町村が地域住民に対して要望を受け付けている旨周知し、各市町村が受け付けた要望を県が受け付ければ十分とも考えられる。

しかしながら、全国的に空き家や所在者不明地が問題となっている現在においては、治

山事業を望む不動産所有者が、当該不動産の所在する市町村に住んでおらず、市町村に気軽に相談することができないという事態が発生することも考えられる。また、現代の情報化社会においては、行政がインターネットを用いた情報提供を積極的に行い、県民のみならず県に不動産を所有する者が情報に接することのできる機会を増やすことが求められており、県が主体的に、インターネット上で相談窓口の紹介や要望の受付に関する情報を提供することも重要であるといえる。例えば、福井県の「治山事業」に関するホームページでは、相談窓口の紹介や、治山事業の要望を受け付けている旨の記載がある。その他、広島県や岡山県のホームページにも、治山事業の要望に関する記載がある。

(改善策)

「治山事業」に関する群馬県のホームページに、相談窓口の紹介や、各市町村等において治山事業の要望を受け付けている旨の記載を追加し、「治山事業」に関する情報提供の徹底を図るべきである。

■ 29. 緊急治山

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	70,000	58,179	11,821	
令和元年度	70,000	0	70,000	
令和2年度	70,000	112,154	△42,154	

災害の発生の有無により当該事業の決算額は予算に対する変動が生じる。令和元年度において台風19号による災害に関して受けた交付額は工事の実施、工事費の支払の時期により令和2年度に繰越しとなっていることから、令和元年度決算額は0となっている。

(2) 事業目的

森林の維持造成を通じて、山地を原因とする災害から県民の生命・財産を守る。また、生活環境の保全・形成等を図ることにより、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全

	(1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法、地すべり等防止法

(4) 事業計画及び内容

○緊急治山

異常気象等による災害によって民有林に新たに発生若しくは拡大した荒廃山地又は雪崩発生地に対し、緊急に復旧整備を実施する。

<国補助率>

- ・災害関連治山：2/3

※事務費：工事の設計・施工監理等に係る需用費等

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
41,162(59%)	—	20,000(28%)	8,838(13%)	70,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
工事請負費	110,550	請負工事費
補償金	1,604	立木補償費
合計	112,154	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

群馬県森林・林業基本計画（2011-2019）における治山事業の数値目標

- ・民有林治山事業による森林整備面積 4,000ha
- ・民有林治山事業施工面積 600ha

②達成状況

- ・民有林治山事業による森林整備面積 3,450ha（達成率 86.3%）
- ・民有林治山事業施工面積 547ha（達成率 91.2%）

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 30. 単独公共治山

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	2,029,000	1,862,524	166,476	
令和元年度	2,232,000	2,003,480	228,520	
令和2年度	2,018,000	1,943,920	74,080	

(2) 事業目的

台風豪雨等により発生した荒廃林地又は施設災害のうち、国庫補助事業の採択基準に満たず対象外となる荒廃地等について地方単独の復旧事業を行い、県民生活に密着した環境の整備を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ① 災害に強い森林づくり
根拠法令等	森林法

(4) 事業計画及び内容

(単位：千円)

①	単独治山	1,669,678
	山地災害防止のための荒廃山地の復旧整備及び予防工事	
②	県単修繕	194,978
	治山施設の機能回復等を目的として実施する修繕工事	
③	保安林リフレッシュ	74,133
	機能低下した保安林の機能回復のための森林整備	
④	落石防護壁緩衝機能回復ほか	79,211
	既設落石防護壁の機能回復のための緩衝材交換等	
計		2,018,000

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	177,798(9%)	1,693,000(84%)	147,202(7%)	2,018,000(100%)

その他特定財源は市町村負担分である。

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	382,194	調査測量費
工事請負費	1,525,043	請負工事費
補助金	17,500	市町村補助
補償金	829	立木補償費
事務費	18,354	職員給与等
合計	1,943,920	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

他の事業（補助公共治山事業等）と合算した成果指標とはなるが、以下の指標がある。

- 民有林治山事業による森林整備面積（10年間で目標4,000ha）
- 民有林治山事業施工面積（10年間で目標600ha）

②達成状況

平成23年から令和2年度までの10年間の目標に対する達成状況は、以下のとおりである。

民有林治山事業による森林整備面積						単位：ha
	H23	H24	H25	H26	H27	中間計
計画値	600	550	500	450	410	2,510
実績	534	629	362	519	375	2,419
	H28	H29	H30	R1	R2	合計
計画値	370	330	300	270	220	4,000
実績	318	218	272	223	185	3,635
民有林治山事業施工面積						単位：ha
	H23	H24	H25	H26	H27	中間計
計画値	90	80	70	60	60	360

実績	73	75	116	54	52	370
	H28	H29	H30	R 1	R 2	合計
計画値	60	50	50	40	40	600
実績	57	49	45	26	47	594

なお、令和3年度から10年間の指標（目標）についても現時点では設定されており、「民有林治山事業による森林整備面積」が10年間で3,000ha、「民有林治山事業施工面積」が10年間で600haとなっている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）新たな指標等の設定について（意見 33）

当該事業の規模は大きくここ5年では20億円を超える予算となっている。

しかし、このような多額の予算規模であるにもかかわらず、当該事業における指標や目標値については、事業に直接関連する具体的な目標とは言い難く、また、県民にとっても分かり難いものとなっていると考えられる。

具体的な指標を県独自に設定することが、県民に対する説明責任を果たすことにもつながると考えられる。例えば、県ホームページに以下の記載があるように、当該部分に対して目標値を設定することなどが考えられる。

「山地災害危険地区は県内民有林に4,466箇所あるが、治山事業等を着手した割合は約70%に止まる。」これを受けて、今後10年ないし各年度での着手割合など。

（現状及び問題点）

当事業は国の補助事業で採択されない荒廃林地等の復旧を県が単独（一定割合で市町村も負担）で行うこと、県民にとって森林を含めたより良い生活環境を作ることが目的である。

また、予算規模としても他の事業に比べ大きい状況である。以下は、県が発行している「令和2年度治山事業及び保安林制度のあらまし」に記載されている過去の予算推移（当初予算額）である。

（単位：百万円）

	H9	H15	H20	H25	H26	H27
単独治山	1,896	1,076	1,366	1,595	1,658	1,700
	H28	H29	H30	H31	R2	
単独治山	2,000	2,030	2,029	2,232	2,018	

上記のとおりここ5年では20億円を超える予算規模となっている。

ここ数年気候変動等の影響もあり、本県においても台風によるものを含め自然災害による被害が増えており予算規模の増加傾向も仕方ない状況ではある。

しかしながら、このような多額の予算規模であるにもかかわらず、当該事業における指標

や目標値については、事業に直接関連する具体的な目標とは言い難く、また、県民にとっても分かり難いものとなっていると考えられる。

(改善策)

予算規模が大きい以上、県民にとっても関心が高い分野であると考えられるため、より具体的な指標を県独自に設定することが、県民に対する説明責任を果たすことにもつながると考えられる。例えば、県ホームページに以下の記載があるように、当該部分に対して目標値を設定することなどが考えられる。

「山地災害危険地区は県内民有林に 4,466 箇所あるが、治山事業等を着手した割合は約 70%に止まる」

これを受けて、今後 10 年ないし各年度での着手割合を設定するなどが考えられる。

○. 吾妻環境森林事務所

コメントする対象は以下の事業（案件）である。

事業	事業名	施工箇所名	契約日	完成期限	最終執行額 (税込)	請負者(受託者)
単独公共 治山	令和 0 2 年度県単 治山事業	吾妻郡中 之条町大 字 四 万 (渡戸) 地内	R2/10/16	R3/3/25	6,776 千円	群馬県森林組 合連合会

(2) 調査現場の変更について (意見 34)

当初予定していた調査現場が、後に地権者の承諾を得られず、現地立入りができないことにより調査現場の場所を変更しているが、現場が変更になり全く別の場所になった以上、業務委託内容も大幅に変更になることから、改めて委託業務の設計を行い委託事業者の選定についての入札をやり直すべきである。また、業務を委託する場合、地権者の同意の事前確認を徹底すべきである。

(現状及び問題点)

当契約は治山のための施設の設置や森林整備を目的として、実際に工事を行う前段階の現地調査、測量、設計等の委託業務である。

契約については、指名競争入札により群馬県森林組合連合会が落札、業務の委託をしている。

当契約は、当初契約から 2 回の契約変更を行っている。

第 1 回の変更では、地権者の承諾を得られず、現地立入りができないことを理由に工期を

延長しているが、その後令和3年1月に調査現場を中之条町大字四万（渡戸）から、中之条町大字大塚（清河）に代替えている。

第三者の所有する土地への立入りについて、所有者等の承諾を得ることができず、受注者が業務を履行することができないと認められるときは、業務の全部又は、一部を中止するべきである。

また、調査現場が全く別の場所になった以上、委託業務内容も大幅に変更になることから、改めて委託業務の設計を行い委託事業者の選定についての入札をやり直すべきである。

業務を中止した場合の費用については、既履行の費用、損害を及ぼした場合の費用など発注者と受注者が協議して決めることとされているが、伺書等の決裁文書の中では、その場合の費用負担額等を見積もって具体的な金額の多寡を判断して現場の代替えを決裁した形跡は見受けられず、そもそも現地調査の現場を代替えしたことについては決裁文書に記載されておらず、打合せ記録簿に記載されているのみであった。また、現場が変更になっているにもかかわらず、工事名も当初の現場のままとなっており外形的には現場が変更になったことがわからない状況にある。

(単位：千円)

	契約日	工期	契約金額	増減額	変更理由
当初	令和2年 10月16日	令和2年 12月16日	5,225		
第1回 変更	令和2年 12月2日	令和3年 3月25日	5,225	-	地権者の承諾については発注後、再確認を行ったところ現地立入りの承諾を得られず、協議に時間を要したため工期内完成が困難になった。
第2回 変更	令和3年 3月11日	令和3年 3月25日	6,776	1,551	①現地再検討の結果、上流の溪岸浸食まで測量が必要、測量延長したい。 ②上流の溪岸浸食の状況から治山ダムが2基必要、増やしたい。

(改善策)

調査現場が全く別の場所になった場合、委託業務内容も大幅に変更になることから、改めて委託業務の設計を行い委託事業者の選定についての入札をやり直すべきである。

また、業務を委託する場合、地権者の同意の事前確認を徹底すべきである。

■ 3 1. 保安林対策

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	3,931	3,882	49	
令和元年度	5,125	4,855	270	
令和2年度	2,996	2,332	664	

(2) 事業目的

公益上重要な森林を保安林に指定し、保安林の持つ多面的機能（水源のかん養、山地災害防止、都市周辺の環境保全、公衆の保健機能等）を保全・管理することにより、国土の保全等の公益の確保を図ることを目的とする。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ②森林の適正な保全
根拠法令等	森林法、保安林整備管理事業実施要領

(4) 事業計画及び内容

森林法に基づき、知事が行うこととされている保安林に関する以下の事務を実施する。

① 保安林の指定・解除等に関する事務

森林法に基づき、保安林の指定及び解除等に関する事務を行う。保安林の指定・解除は、森林法に掲げる目的を達成するための必要性の有無により行うため、数値目標等は設けられていない。

過去3年間における保安林の指定及び解除の実績は以下のとおりである。

(単位:上段=件数、下段=面積 ha)

保安林種	平成30年度		令和元年度		令和2年度		合計	
	指定	解除	指定	解除	指定	解除	指定	解除
水源	1	1	2		1	1	4	2
かん養	23.7116	0.0949	83.2822		1.4394	0.311	108.4332	0.4059

土砂	17	17	9	6	14	2	40	25
流出 防備	130.9485	1.6566	129.3872	0.4879	72.4252	0.139	332.7609	2.2835
土砂		1	1		1		2	1
崩壊 防備		0.009	1.0889		0.542		1.6309	0.009
防風		1				1	0	2
		0.0502				2.0879	0	2.1381
水害							0	0
防備							0	0
干害	1						1	0
防備	7.2687						7.2687	0
なだ							0	0
れ防 止							0	0
落石					1		1	0
防止					0.0915		0.0915	0
保健		(1)		(1)		(1)	0	(3)
		(0.0502)		(0.0073)		(1.7451)	0	(1.8026)
紡風							0	0
							0	0
合計	19	20	12	6	17	4	48	30
	161.9288	1.8107	213.7583	0.4879	74.4981	2.5379	450.1852	4.8365

* () は兼種保安林で、件数を重複計上

② 保安林の立木伐採等許認可

森林法に基づき、保安林内の立木の伐採等許認可の事務を行う。過去3年間における立木伐採の許認可の実績は、以下のとおりである。

(単位：面積 ha)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		合計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
皆伐	民有林	42	155	32	162	37	179	111	496
	国有林	12	245	8	172	8	249	28	666
択伐	民有林	18	3	28	2	7	2	53	7

	国有林	1	0	0	0	2	1	3	1
間伐	民有林	112	882	124	1,050	130	827	366	2,759
	国有林	18	442	5	226	7	495	30	1,163
合計	民有林	172	1,040	184	1,214	174	1,008	530	3,262
	国有林	31	687	13	398	17	745	61	1,830
	計	203	1,727	197	1,612	191	1,753	591	5,092

③ 保安林台帳の整備事務

森林法に基づき、保安林指定時の保安台帳及びその付属図の調整・保管、保安林台帳の記載事項変更時の訂正、記載事項に係る移動状況等の把握（土地登記簿の閲覧等）を行っている。

④ 保安林標識等の設置事務

森林法に基づき、保安林の指定又は保安施設地区からの転換時における保安林標識等の設置事務を行っている。

保安林標識は県が業者より購入し、設置については業務委託により行っている。

令和2年度においては、三者から見積書を徴した上、随意契約により委託を行った。

⑤ 保安林損失補償評価調査事務

保安林の指定に伴い私有財産に制限（禁伐・択伐等）を受ける者に対し、森林法に基づき損失補償の要否、評価、補償請求者への通知等の事務を行っている。

令和2年度においては、4名に対して補償金の支払を行った。

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
27(1%)	3(0%)	—	2,966(99%)	2,996(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	1,288	保安林標識購入費
役務費	28	通信費
委託料	891	保安林標識設置委託
補償金	125	保安林損失補償金
合計	2,332	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 3 2. 保安林管理

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	3,813	3,770	43	
令和元年度	962	957	5	
令和2年度	3,880	3,508	372	

(2) 事業目的

保安林は、目的により17種類あるが、そのうち、①水源かん養保安林、②土砂流出防備保安林、③土砂崩壊防備保安林の3種類は、農林水産大臣が指定解除権限を持っている。これら3種類の保安林の適正かつ円滑な整備・管理を行い、森林の公益的機能の維持を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ②森林の適正な保全
根拠法令等	森林法

(4) 事業計画及び内容

森林法に基づき農林水産大臣権限とされている保安林について、国から業務委託さ

れた次の事務を行う（国からの委託のため、資金は全額国庫支出金による）。

● 保安林の指定・解除調査事務

保安林の指定又は解除に関し、指定計画地等について、森林調査、地籍調査及び不服等申出地調査や保安林指定調査等の作成を行う。

● 保安林損失補償事務

保安林の損失補償に係る適否判定調査、評価調査、補償請求書の経由等の事務を内容とし、適否判定調査事務、評価調査事務、補償請求書の経由等を行う。

● 保安林適正管理等事務

保安林の管理の実態を調査することを内容とし、「保安林適正管理調査要領」により行う。

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
3,880(100%)	—	—	—	3,880(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
旅費	53	
需用費	320	
委託料	3,135	衛生デジタル画像整備委託 保安林整備事業調査委託
合計	3,508	

（注）：衛生デジタル画像整備委託は、2年に1度実施。保安林整備事業調査委託は、18か所を保安林指定後5年に1度ずつ実施するため、年ごとに差がある。

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

山地災害危険地区における保安林指定面積（ha）

②達成状況

令和2年度累計目標 （平成28年度時点）	令和2年度累計実績
500 ha	800 ha

民有林の保有者が、保安林の指定の希望があるかどうかで、達成状況に影響を受ける。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 3.3. 保安林管理事務推進

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	16,646	16,619	27	
令和元年度	16,664	16,648	16	
令和2年度	15,777	15,180	597	

(2) 事業目的

保安林の適正な管理及び運営の促進を図ることにより、県民等からの保安林台帳閲覧申請や照会等に正確かつ迅速に対応する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ②森林の適正な保全
根拠法令等	森林法、森林法施行規則

(4) 事業計画及び内容

○保安林管理事務 13,786 千円

会計年度任用職員を配置して次の事務を行う。

- ・指定、解除、地籍等異動（分合筆・所有権移転等）の確認結果及び国土調査による地籍異動に伴う台帳の整理（加除訂正）
- ・上記に基づく保安林台帳の適正な管理
（7名：各環境森林・森林事務所）

○保安林台帳整備 1,991 千円

会計年度任用職員を配置して次の事務を行う。

- ・指定、解除、経常地籍等異動（分合筆・所有権移転等）の確認結果及び国土調査によ

る地籍異動に伴い加除訂正された台帳の確認

- ・上記に伴う加除訂正された台帳データの電算入力等
(1名：県庁)

(5) 財源 (令和2年度当初予算)

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	34(0%)	—	15,743(100%)	15,777(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	11,024	年会計年度任用職員報酬
職員手当等	1,663	年会計年度任用職員期末手当
共済費	2,102	年会計年度任用職員共済費
旅費	391	年会計年度任用職員通勤手当
合計	15,180	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

各事務所において、調査する市町村の副本である保安林台帳及び附属図を、土地登記事項・公図(地図・地図に準ずる図面)と照合し、保安林の所有者・地籍・地番・地目・所有者以外の権利等の異動確認調査を行い、保安林台帳及び附属図の訂正を実施する。

経常地籍等異動確認調査計画(令和2年度) 15,240筆

(各事務所における計画数)

渋川森林事務所：2,945筆、西部環境森林事務所：1,755筆、藤岡森林事務所：2,692筆、富岡森林事務所：2,291筆、吾妻環境森林事務所：1,839筆、利根沼田環境森林事務所：1,839筆、桐生森林事務所：1,879筆

②達成状況

経常地籍等異動確認調査実績(令和2年度) 16,576筆

(各事務所における実績数)

渋川森林事務所：3,024筆、西部環境森林事務所：1,794筆、藤岡森林事務所：2,673筆、富岡森林事務所：3,222筆、吾妻環境森林事務所：1,875筆、利根沼田環境森林事務所：1,885筆、桐生森林事務所：2,103筆

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）保安林台帳の整備について（意見 35）

保安林台帳について各事務所において調査が行われ保安林台帳及び附属図の訂正が実施されるが、保安林情報管理システムへの入力には森林保全課にて行っている。各事務所で保安林台帳及び附属図の訂正入力の際に保安林情報管理システムへの入力も実施するなどの事務手続の効率化が望まれる。

（現状及び問題点）

保安林台帳の整備は各事務所と森林保全課にて行われており、保安林台帳の訂正に関する調査は各事務所で実施されている。各事務所において調査のうえ、訂正された保安林台帳及び附属図は印刷され森林保全課へ送付され、その後森林保全課にて保安林情報管理システムへの入力を行っている。

（改善策）

各事務所における保安林台帳及び附属図の調査訂正の際に合わせて保安林情報管理システムへの入力を行うことで事務手続の効率化を図るべきである。

■ 3 4. 森林保全管理

1. 事業の概要

（1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	4,609	4,725	△116	
令和元年度	4,736	4,878	△142	
令和2年度	5,302	4,933	369	

*当初予算は前年度の実績で要求をしたが、平成30年度及び令和元年度においては、森林保全管理巡視指導員の報酬が年度内に改定されたため、これらの年度の決算額は当初予算を上回ることとなった。なお、不足額に関しては、各年度内に増額補正を行い、対応した。

報酬の改定状況は、以下のとおりである。

- ・平成29年度まで 日額 6,810 円
- ・平成30年度 日額 7,000 円
- ・令和元年度から 日額 7,210 円

(2) 事業目的

定期的に森林を巡回し、森林保全予防啓発を行うことにより、森林への入山者の増加等に伴う林地の汚染、不法投棄、山火事の発生等の森林被害の防止を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ②森林の適正な保全
根拠法令等	森林法

(4) 事業計画及び内容

森林に係る各種被害を防止するため、森林保全巡視指導員(会計年度任用職員)を任用するとともに森林保全推進員(ボランティア)を認定し、それらの者による定期的に森林のパトロールにより、森林所有者や入林(山)者などに対する森林の適切な管理や保護についての方法等の指導等を実施し、重要な機能を持つ大切な森林の保全を図っている。

保全管理の対象地域は、群馬県内の林野すべてのうち、国有林を除いた約23万ヘクタール(231,275ha。令和2年4月1日現在)である。

森林保全巡視指導員及び森林保全推進員の概要は、以下のとおりである。

名称	森林保全巡視指導員	森林保全推進員
身分	会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)	ボランティア(任期3年) *任期途中で交代等があった場合、後任者の任期は前任者の残任期間
職務	①森林保全推進員に対する指導、助言 【指導事項】 ・巡視区域内の保安林その他制限林等の位置及び種別等 ・入林の状況及び森林レクリエーション施設の利用状況等 ・適正な装備及び遭難の未然防止に関する知識並びに地形、気象等に関する情報を森林利用者に提供するための知識 ・案内標識、山火事予防標識灯	巡回及び山火事防止・無許可伐採に対する指導等 【巡回等の内容】 ①山火事の防止に関する事項 ②無許可伐採等に関する事項 ③森林の産物の損傷等の防止に関する事項 ④災害の早期発見等に関する事項 ⑤森林の保護及び管理活動の指導に関する事項 ⑥廃棄物不法投棄発見に関する事項

	の点検及び保全の方法 ・森林の自然形体及び森林施業に関する知識 ・森林利用マナーに関する知識 ・自然環境保全についての世論の動向等 ・森林の保全管理活動の指導に関する知識 ②森林保全管理に係る巡視業務 ③荒廃森林及び未整備森林の調査業務	⑦その他森林保全に関する事項
設置人数	7人（各環境森林事務所及び各森林事務所に1人ずつ）	54人（各市町村1人以上） *令和3年4月1日現在
勤務日数	・年間96日以内 ・年次有給休暇あり	地域の実情に応じ、環境森林（森林）事務所等が活動を依頼する。概ね、月1日程度
勤務時間	午前9時～午後4時（うち休憩1時間）	
報酬等	・日額7,210円 ・交通費は別途支給	無償 交通費等の支給なし
活動報告	・毎月：指導員から環境森林・森林事務所長への報告 ・半期ごと：各所長から環境森林部長への報告	・毎月：推進員から環境森林・森林事務所町への報告 ・半期ごと：各所長から環境森林部長への報告

また、令和2年度の巡視活動実績は、以下のとおりである。

事務所名	パトロール対象森林面積 (ha)	指導取締等の件数															
		林野火災の発見	火気の取締指導	森林法関係						産物の盗採	案内板・標識板等の損傷	自然災害の発見	森林病虫害の発見	気象災害	森林の汚染	その他	合計
				無許可の伐採等	無許可の開発行為	無許可の火入れ等	植栽の義務	その他									
渋川	17,974	0	0	0	0	0	0	101	0	2	16	6	0	23	1	149	

高崎	27,058	0	41	11	11	0	0	433	0	173	18	32	0	14	116	849
藤岡	28,473	0	22	0	0	0	0	74	2	6	17	2	4	52	0	179
富岡	26,228	0	0	0	0	0	0	42	0	44	26	59	3	1	101	276
吾妻	44,120	0	0	0	0	0	0	15	0	4	0	3	9	2	163	196
利根 沼田	55,038	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	3	33
桐生	30,460	0	2	0	0	0	0	3	0	3	8	2	0	12	10	40
合計	229,351	0	87	11	11	0	0	668	2	232	85	106	17	109	394	1,722

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,500 (28%)	—	—	3,802 (72%)	5,302 (100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	4,766	巡視指導員報酬
旅費	146	巡視指導員旅費
需用費	21	印刷費等消耗品費
合計	4,933	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視活動延べ日数2,000日（年間）を、成果指標としている。

②達成状況

令和2年度の達成状況は、以下のとおりである。

事務所名	パトロール対象 森林面積 (ha)	森林保護・管理活動延べ日数 () : 指導員による日数(内数)
渋川	17,974	252 (103)

高崎	27,058	614 (178)
藤岡	28,473	133 (86)
富岡	26,228	120 (96)
吾妻	44,120	187 (103)
利根 沼田	55,038	261 (184)
桐生	30,460	351 (195)
合計	229,351	1,918 (945)

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）活動実績の把握方法について（意見 36）

活動の実態に合わせた活動実績の把握・公表を心がけるべきである。

（現状及び問題点）

当該事業においては、森林保全巡視指導員及び森林保全推進員（以下、「指導員等」という。）による年間の巡視活動延べ日数を成果指標として定め、毎年その達成状況を把握・公表している。

令和2年度においては、1. 事業の概要（7）成果指標と達成状況記載のとおり、成果指標を延べ日数2,000日（年間）と定め、達成状況を合計1,918日（達成率96%）として公表した。

しかしながら、ヒアリング時に担当部署に確認をしたところ、達成状況とされている「1,918日」という数字は、指導員等が巡視活動を行った「日数」ではなく、「回った市町村数（平成の大合併前の市町村が基準）」の合計数とのことであった。例えば、森林保全巡視指導員が、1日で旧高崎市と旧倉渕町、旧榛名町を巡視すれば「3日」として計算しているとのことである。

ここで、成果指標等として把握・公表されている「延べ日数」という言葉の意味を確認するに、「延べ日数」とは、「ある一つの仕事に要した日数を、仮に1人で仕上げるものとして換算した日数」のことである。指導員等が「回った市町村数」の合計数は、「延べ日数」とは言わない。1人の指導員等が1日で3つの市町村を回ったのだとしても、それが1人の指導員等において1日で巡視可能なものなのであれば、延べ日数はあくまで「1日」

となるはずである。

指導員等の巡視回数を「延べ日数」で把握・公表するのであれば、指導員等が実際に活動を行った日数を数えて合計するべきであるところ、「回った市町村数」を「延べ日数」として実績等の把握・公表を継続すれば、森林の保全管理に必要な人員数を見誤るおそれを否定できない。

(改善策)

活動の実態に合わせた活動実績の把握・公表を心がけるべきである。

■ 3 5. 緑化推進対策

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	5,472	5,303	169	
令和元年度	5,546	5,208	338	
令和2年度	6,222	4,429	1,793	

(2) 事業目的

森林や緑を守り育てる大切さを県民に普及啓発するため、県植樹祭などの取り込みを実施し、緑豊かな郷土づくりを推進する。また、森林ボランティアを行う企業・団体と森林所有者の橋渡しとなることで、森林を守り育てる取り組みを推進する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ③平地林の保全・管理 (2) 森林を支える仕組みづくり ②県民参加の森づくり
根拠法令等	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

(4) 事業計画及び内容

① 県民緑化運動推進 3,564 千円

森林や緑を守り育てる大切さを普及啓発するため、県植樹祭などの行事や緑化

運動ポスター・緑化運動標語コンクールなどを実施する。

②郷土緑化推進 2,100 千円

公益社団法人群馬県緑化推進委員会が、県民の緑化意識を高揚し、緑豊かな住みよい郷土づくりを推進するために行う郷土緑化運動等に要する運営費を助成する。

③平地林整備対策 63 千円

平地林整備に係る対策検討等のために会議、研修会を開催する。

④県民・企業参加の森林づくり 174 千円

県民・企業による森林整備活動の取り組みを支援及び推進するため、森林所有者との協定締結の仲介等を行うとともに、整備した森林が吸収した二酸化炭素量を認証する。

⑤巨樹・古木保全 321 千円

地域のシンボルとして親しまれている巨樹・古木を健全な状態で次代に引き継ぐために、市町村が行う樹勢回復等補修事業に要する経費に対し助成する。

(5) 財源 (令和2年度当初予算)

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	3(0%)	—	6,219(100%)	6,222(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	1,074	職員報酬
職員手当等	113	職員期末手当
共済費	198	職員共済費
報償費	201	謝金、表彰記念品
旅費	18	職員通勤手当
需用費	288	消耗品
役務費	66	郵送料、筆耕料
補助金	2,471	補助金、負担金
合計	4,429	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 3 6. 森林環境教育推進

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	6,352	6,230	122	
令和元年度	6,349	6,157	192	
令和2年度	6,347	5,540	807	

(2) 事業目的

森林や緑と触れ合う体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解を深める機会を提供し、森林や地球環境を社会全体で守り育てる気運を醸成する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (2) 森林を支える仕組みづくり ③森林環境教育の推進
根拠法令等	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(4) 事業計画及び内容

①緑の少年団育成 4,652千円

緑の少年団活動の活性化を図るため、運営費補助金及び活動費補助金を交付する。

・運営費補助

緑の少年団の育成に必要な公益社団法人群馬県緑化推進委員会が行う事業を補助する。

補助率：(1) 新設団体設立費 1/2

- (2) 既設団体育成費 1 団体 10 千円
- (3) 交流集会の開催等 知事が予算の範囲内で定めた額
- (4) その他 知事が必要と認めたもの

・活動費補助

緑の少年団の発展的な活動を支援するために必要な公益社団法人群馬県緑化推進委員会が行う事業を補助する。

補助率：定額（知事が予算の範囲内で定めた額。ただし、1 少年団当たり 100 千円を上限）

②小・中学生のためのフォレストリースクール 1,695 千円

小・中学校に「緑のインタープリター」等の講師を派遣し、森林や林業に関する講義や自然体験活動を行う。

(5) 財源（令和 2 年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	6,347(100%)	6,347(100%)

(6) 令和 2 年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
報償費	800	講師謝金
旅費	118	講師旅費
需用費	40	消耗品
役務費	22	保険料
補助金	4,560	補助金
合計	5,540	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

フォレストリースクール受講者数

②達成状況

- ・目標値 5,200 人
- 平成 30 年度 2,805 人
- 平成元年度 2,800 人
- 令和 2 年度 1,407 人

※令和 2 年度は、主にコロナ禍による減少

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 37. 森林空間利用推進（森林サービス産業推進）

1. 事業の概要

（1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	—	—	—	
令和元年度	—	—	—	
令和2年度	—	—	—	

（2）事業目的

「開・疎」な空間である森林を活用し、群馬ならではの高付加価値サービスを提供する「森林サービス産業」を創出することで、関係人口の増加、森林・山村地域の活性化を図る。

（3）『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	—

（4）事業計画及び内容（令和3年度）

○ぐんま森林ビジネスコンテスト 400千円

新たな森林サービス産業のアイデアや地域の取組を県民から募集し、コンテストを開催

○地域団体等へのブラッシュアップ支援等 870千円

- ・専門家による検討や国庫補助事業を活用した優良団体へのサービス向上支援
- ・研修会開催による準備団体へのスタートアップ支援

○先進事例調査 180千円

○県有施設の有効活用検討 150千円

（5）財源（令和2年度当初予算）

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	—	—

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
合計	—	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果 (指摘又は意見)

特になし

■ 38. 森林公園整備

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	65,139	65,984	△845	
令和元年度	70,695	63,804	6,891	
令和2年度	74,906	77,817	△2,911	

(2) 事業目的

森林がもつ優れた自然環境を保全し、地域の特性を活かした群馬県立森林公園(以下、「森林公園」という。)として整備することにより、潤いとやすらぎのある豊かな県民生活を提供する。

森林公園は県内7カ所に設置されている。

- ① 伊香保森林公園 昭和54年設置

- ② 赤城森林公園 昭和 58 年設置
- ③ さくらの里 昭和 58 年設置
- ④ 赤城ふれあいの森 平成 元年設置
(SUBARUふれあいの森 赤城)
- ⑤ 桜山森林公園 平成 2 年設置
- ⑥ みかぼ森林公園 平成 3 年設置
- ⑦ 21 世紀の森 平成 10 年設置

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (2) 森林を支える仕組みづくり ③森林環境教育の推進
根拠法令等	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

(4) 事業計画及び内容

- ①森林公園管理運営 54,545 千円
森林公園の運営委託をしている指定管理者への委託料。
- ②森林公園施設整備 2,928 千円
管理棟やトイレの改修など森林公園の施設整備料。
- ③森林公園施設緊急改修 15,433 千円
森林公園利用者の安全性の確保及び利便性向上を図るため、老朽化した公園施設の改修、撤去等を行う。
・「伊香保森林公園」 給水ポンプ交換
・「SUBARUふれあいの森 赤城」 ローラー滑り台撤去
- ④企業との連携による森林公園整備 2,000 千円
企業からの寄付金を財源として、森林公園の間伐等を行う。

(5) 財源（令和 2 年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	53,000 (71%)	3,000 (4%)	18,906 (25%)	74,906 (100%)

その他特定財源内訳

- ・宝くじ収入 50,000 千円
- ・株式会社SUBARUネーミングライツ 1,000 千円
- ・株式会社SUBARU寄付金 2,000 千円

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	1,864	トイレ等修繕
役務費	87	森林公園管理賠償保険
委託料	51,417	指定管理料
使賃料	1,070	土地貸借料、仮設トイレ使用料
工事請負費	22,459	森林公園施設整備
備品購入費	910	乗用草刈機、エンジンプローア
負担金	10	防火管理者協会会費
合計	77,817	

上記(4)事業計画及び内容で述べたように、決算額には令和2年度分の森林公園施設緊急改修14,289千円が工事請負費に含まれている。

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

入場者数

②達成状況

目標値(令和12年度) 540,000人

令和元年度 430,682人

令和2年度 375,000人

※令和2年度は、主にコロナ禍による減少

2. 監査結果(指摘又は意見)

(1) 指定管理料の妥当性について(意見37)

伊香保森林公園について、指定管理者からの実績報告書を見ると連続して収支がマイナスとなっている。指定管理者の経営努力の不足によるものなのか、委託料の設定金額自体に無理があるものなのか、実態とすり合わせマイナスの内容を検討する必要がある。

(現状及び問題点)

指定管理者から提出された伊香保森林公園の実績報告書を見ると2期連続して収支が大きくマイナスとなっている。指定管理者への運営委託は、経費削減も目的の1つであるところ、指定管理者の収支が大きくマイナスであるという状況は看過できるものではない。伊香保森林公園の指定管理者が管理している別施設では収支が黒字になっていることから、当該指定管理者に負荷がかかっている可能性も否定できず、指定管理の継続が難しくなるこ

とも想定される。

(改善策)

施設の運営に必要な金額を再計算し、収支がマイナスとなっている原因が指定管理者の責任によるものなのか明確にする必要がある。指定管理者の責任によるものでない場合、指定管理料若しくは業務内容を再検討する必要がある。

■ 39. 水源林等整備推進

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	51,000	49,984	1,016	
令和元年度	46,000	21,721	24,279	
令和2年度	44,000	63,582	△19,582	決算額のうち、 21,901千円は令和 元年度繰越分

(2) 事業目的

森林がもっている水源かん養をはじめとする公益的機能を健全に保つため、県有林や森林公園などの整備を推進することを目的としている。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	・ 県営林機能回復事業－該当なし ・ 森林整備機械化推進事業－林業労働力の確保の促進に関する法律、群馬県補助金等に関する規則、林業担い手育成確保対策事業補助金交付要綱

(4) 事業計画及び内容

① 県営林機能回復事業

以下の県有林や森林公園等において水源かん養をはじめとする公益的機能が低下

している森林の整備等を実施する事業である

- ・ 県有林－赤城、榛名等計 13 ヶ所の県有林
- ・ 森林公園等－伊香保、赤城等計 7 ヶ所の森林公園（条例に基づき設置）、緑化センター、憩の森

令和 2 年度の工事实績は、以下のとおりである。工事は、委託又は請負により実施している。

(単位：千円)

工事名	事業内容	面積(ha)	形態	金額
群馬県緑化センター附属 見本園園内管理	見本園植栽木剪定	—	委託	1,936
憩の森下草刈り	園内下草刈り	—	委託	80
憩の森下草刈り	園内下草刈り	—	委託	80
群馬県緑化センター附属 見本園園内管理工事	危険木伐採・枝落とし	—	請負	2,662
県有林吸収源対策（渋川）	下刈り	3.42	請負	1,221
県有林吸収源対策（渋川）	除伐	0.10	請負	638
県有林吸収源対策（西部）	間伐	1.93	請負	2,695
県有林吸収源対策（藤岡）	間伐	2.16	請負	12,782
県有林吸収源対策（富岡）	間伐	3.01	請負	3,883
県有林吸収源対策（吾妻）	下刈り	1.45	請負	484
県有林吸収源対策（利根）	下刈り	0.76	請負	209
県有林吸収源対策（藤岡）	間伐	7.48	請負	17,479
県有林吸収源対策（富岡）	間伐	1.89	請負	3,630
県有林吸収源対策（利根）	間伐	0.84	請負	792
水源林等整備推進	伊香保森林公園園内整備 下刈り	6.65	請負	1,980
水源林等整備推進	伊香保森林公園園内整備 除間伐	3.40	請負	1,078
水源林等整備推進	赤城森林公園・ふれあ いの森園内整備 下刈 り・伐採	4.69	請負	1,375
水源林等整備推進	さくらの里園内整備 下刈り・桜植栽	13.57	請負	4,873
水源林等整備推進	21 世紀の森 園内下刈 り	4.2	請負	1,353
水源林等整備推進	21 世紀の森 獣害防止 電気柵設置・撤去	1,104m	請負	352

②森林整備機械化推進事業（補助金）

県内の森林整備を推進するため、林業事業体に高性能林業機械の貸付けを行う林業労働力確保支援センターに対し、林業事業体への貸付けに供する高性能林業機械の借用に必要な資金を助成する制度である。

林業労働力確保支援センターは、知事が「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき指定するものであり、高性能林業機械の貸付等をその業務としている（同法12条）。

群馬県においては、一般財団法人群馬県森林・緑整備基金が林業労働力確保支援センターに指定され、林業事業体への高性能林業機械の貸付けを行っている。

補助対象経費及び補助率は以下のとおりである。

- ・補助対象経費：林業事業体への貸付けに必要な高性能林業機械の借料費
- ・補助率：補助対象経費の2分の1以内

（5）財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	44,000(100%)	44,000(100%)

（6）令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	2,096	緑化センター見本園管理
工事請負費	57,486	森林整備工事
補助金	4,000	森林整備機械化推進補助
合計	63,582	

（7）成果指標と達成状況

①成果指標

なし

水源林等整備推進事業は、間伐等森林整備の一環である。間伐等森林整備全体として、毎年の間伐等森林整備面積の数値目標が設けられているが、水源林等整備推進事業単独での目標値・成果指標は特に設けられていない。

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 40. 緑化センター運営

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	14,293	13,765	528	
令和元年度	14,333	13,306	1,027	
令和2年度	14,657	13,247	1,410	

(2) 事業目的

県の総合的な緑化推進の拠点施設として、緑化技術の指導や緑化に関する普及啓発活動などを行うことにより、緑豊かでゆとりのある生活環境づくりを推進する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (2) 森林を支える仕組みづくり ③森林環境教育の推進
根拠法令等	群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例

(4) 事業計画及び内容

① 緑化センター運営等 14,223 千円

県民や緑化事業関係者を対象に、緑化の普及と緑化技術の向上を目的とした各種緑化講座の開催、並びに緑化センターの管理運営を実施

② 緑の相談室 334 千円

県民からの緑化相談に応じて、緑化技術の普及・指導を実施

③ 森林楽習講座 60 千円

県民や小中学生を対象に、森林や緑の重要性を楽しみながら理解してもらうため、森林

環境教育（森林楽習講座）を実施

④「みどりの日」関連行事の開催 40 千円

緑化に関する普及啓発のため「みどりの日」に緑化講習会、苗木配布会等を開催

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	13(1%)	—	14,644(99%)	14,657(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	8,317	会計年度任用職員報酬
職員手当等	865	会計年度任用職員期末手当
共済費	758	会計年度任用職員共済費
報償費	376	講師謝礼
旅費	233	会計年度任用職員通勤手当、講師旅費
需用費	1,744	修繕費、消耗品費
役務費	158	通信費、自賠責保険料
委託料	641	施設維持管理委託料
使賃料	16	NHK受信料、会場使用料
備品購入費	95	刈払機、ブロワ
公課費	44	公用車車検
合計	13,247	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

・利用者数：30,000人（設置当初に計画していた利用者数）

②達成状況

・利用者数：31,246人（令和2年度）

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）緑の相談室の相談内容のデータベース化及び情報開示について（意見 38）

緑の相談室の相談内容及び回答をデータベース化し、ホームページで公開することで、群馬県緑化センターが保有する緑化技術を県民に広く普及させるとともに緑化センターの存在を県民に知らしめ、利用者の増加を図るべきである。

（現状及び問題点）

県民からの緑化相談に応じて、緑化技術の普及・指導を実施している「緑の相談室」事業については年間 300 件以上の相談があるが、当該相談内容及び回答がデータベース化されておらず、長年にわたり蓄積された情報が有効活用されていない。

（改善策）

「緑の相談室」の相談内容及び回答をホームページで公開することで多くの人の助けになるとともに、群馬県緑化センターの存在を知ってもらえる良い機会にもなるため、「緑の相談室」の相談内容及び回答についてはデータベース化、ホームページで公開すべきである。

（2）緑化講座の e ラーニング化について（意見 39）

緑化講座について、実地研修が必ずしも必要ないものに関しては、講座の内容を広く県民に普及啓発するため、e ラーニング化を検討すべきである。

（現状及び問題点）

緑化講座は、県民に緑化に対する関心を高めてもらい、また、家庭で緑に親しんでもらうことを目的に開催している。緑化技術の指導や森林・緑に関する普及啓発活動を行うという群馬県緑化センターの目的からすれば、実地研修が欠かせないものを除き、講座内容を DVD 化あるいは e ラーニング化することで、目的は十分達成できる。

（改善策）

緑化講座の内容を広く県民に知ってもらうため、今後は研修内容を DVD 化あるいは e ラーニング化し、それを希望する県民に配付・閲覧させ、継続利用することで、県民の緑化技術の向上及び森林・緑に関する知識の普及を図るべきである。

■ 4 1. 森林学習センター運営

1. 事業の概要

（1）過去 3 年間の予算・決算概要